

◎新潟県告示第871号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項の規定において準用する第64条第6項の規定により、内水面における漁業権の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

令和5年7月25日

新潟県知事 花 角 英 世

第1 漁業権の免許の内容となる事項及び関係地区（共同漁業権）

◎漁業権公示番号 内共第1号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

村上市地内（大川）

(3) 漁場の区域

村上市府屋地内国道7号府屋大橋下流端から下流30メートルの線（北緯38度31分12.5秒 東経139度32分07.4秒 と 北緯38度31分10.3秒 東経139度32分04.2秒）から上流の大川及びその支川の区域。

(4) 関係地区

村上市府屋、岩崎、堀ノ内、温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平、小俣、雷、中継、山熊田、大沢、大毎、北中、北黒川、荒川、中津原、寝屋、碁石、勝木、間瀬、下大蔵、立島、長坂、遠矢崎、板屋沢、垣之内、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥、寒川及び越沢

(5) 条件

やな漁業は、行ってはならない。

◎漁業権公示番号 内共第2号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

村上市地内（勝木川）

(3) 漁場の区域

村上市寝屋地内国道345号新八幡橋下流端から下流30メートルの線（北緯38度29分26.0秒 東経139度30分53.2秒 と 北緯38度29分24.3秒 東経139度30分50.2秒）から上流の勝木川及びその支川の区域。

(4) 関係地区

村上市府屋、岩崎、堀ノ内、温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平、小俣、雷、中継、山熊田、大沢、大毎、北中、北黒川、荒川、中津原、寝屋、碁石、勝木、間瀬、下大蔵、立島、長坂、遠矢崎、板屋沢、垣之内、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥、寒川及び越沢

(5) 条件

やな漁業は、行ってはならない。

◎漁業権公示番号 内共第3号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

村上市地内（三面川）

(3) 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号とを結んだ線から上流の三面川及びその支川の区域。

基点第1号 村上市岩ヶ崎字多岐山地内多岐神社鳥居（北緯38度14分36.5秒 東経139度26分54.9秒）

基点第2号 三面川河口突堤最先端

(4) 関係地区

村上市羽黒町、長井町、大町、小町、庄内町、久保多町、片町、上片町、加賀町、泉町、塩町、寺町、細工町、小国町、鍛冶町、肴町、大欠、幸町、田端町、若葉町、南町1丁目、南町2丁目、山居町1丁目、山居町2丁目、緑町1丁目、緑町2丁目、緑町3丁目、緑町4丁目、飯野西、飯野1丁目、飯野2丁目、飯野3丁目、飯野桜ヶ丘、羽黒口、二之町、三之町、新町、堀片、杉原、石原、岩船上町、八日市、瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、松波町、瀬波新田町、学校町、瀬波温泉2丁目、瀬波温泉3丁目、松原町1丁目、松原町2丁目、松原町3丁目、松原町4丁目、岩船、岩船上浜町、浜新田、松山、下渡、羽下ヶ淵、滝の前、山辺里、四日市、天神岡、西興屋、仲間町、東興屋、坪根、下相川、上相川、日下、小谷、下山田、上山田、門前、菅沼、鋳物師、大関、大栗田、高平、岩ヶ崎、柏尾、大場沢、熊登、古渡路、あけぼの、小川、十川、下新保、笹平、釜杭、小揚、岩崩、荃太、千縄、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、猿田、高根、北大平、関口、黒田、中原、朝日中野、薦川、岩沢、寺尾、宮ノ下、下中島、鶴渡路、上野、川端、猿沢、檜原、板屋越、塩野町、松岡、早稲田、小須戸、荒沢及び大須戸

(5) 条件

やな漁業は、3か統以内とする。

◎漁業権公示番号 内共第4号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

村上市、岩船郡関川村及び胎内市地内（荒川）

(3) 漁場の区域

村上市と胎内市との境界から上流新潟県と山形県との境界に至る荒川及びその支川の区域。ただし、村上市海老江地内港橋上流端から上流120メートルの線（北緯38度08分31.3秒 東経139度24分42.8秒 と 北緯38度08分31.7秒 東経139度24分42.2秒）から上流の乙大日川を除く。

(4) 関係地区

村上市松沢、飯岡、河内、南大平、指合、有明、上助淵、七湊、小岩内、川部、葛籠山、平林、宿田、牛屋、福田、北新保、塩谷、南田中、牧目、今宿、大塚、小口川、貝附、花立、荒島、春木山、上鍛冶屋、下鍛冶屋、梨木、切田、坂町、藤沢、山口、羽ヶ榎、佐々木、金屋、鳥屋、大津、中倉、長政、荒屋、海老江及び岩船郡関川村

(5) 条件

やな漁業は、2か統以内とする。

◎漁業権公示番号 内共第5号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

胎内市地内（胎内川）

(3) 漁場の区域

胎内市地内国道113号胎内大橋下流端から下流300メートルの線（北緯38度06分04.4秒 東経139度22分08.6秒 と 北緯38度05分59.3秒 東経139度22分02.4秒）から上流の胎内川及びその支流の区域。

(4) 関係地区

胎内市

(5) 条件

やな漁業は、1か統以内とする。

◎漁業権公示番号 内共第6号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

北蒲原郡聖籠町、新発田市及び胎内市地内（加治川）

(3) 漁場の区域

次の基点第3号と基点第4号とを結んだ線から上流の加治川及びその支川の区域。

基点第3号 北緯38度01分14.5秒 東経139度16分53.6秒（基点第4号の対岸）

基点第4号 北蒲原郡聖籠町次第浜地先次第浜地区船溜場敷地上流端（北緯38度01分10.6秒 東経139度16分45.4秒）

(4) 関係地区

北蒲原郡聖籠町蓮野、新発田市五十公野、板山、丑首、大槻、大手町3丁目、大友、岡田、小戸、小見、上三光、上寺内、上館、上羽津、蔵光、島潟、下三光、下寺内、下新保、下高関、下内竹、下中、下中山、下羽津、城北町1丁目、城北町2丁目、城北町3丁目、新富町1丁目、新富町2丁目、新富町3丁目、菅谷、住吉町2丁目、住吉町3丁目、住吉町4丁目、住吉町5丁目、諏訪町1丁目、曾根、大栄町1丁目、大栄町2丁目、大栄町3丁目、大栄町4丁目、滝、田貝、中央町4丁目、中央町5丁目、敦賀、東新町1丁目、東新町2丁目、東新町3丁目、冨塚2丁目、虎丸、中川、中田町1丁目、中曾根町1丁目、西園町1丁目、西園町3丁目、西姫田、則清、早道場、日渡、舟入町2丁目、麓、本町1丁目、本町3丁目、本町4丁目、本間新田、松岡、三日市、御幸町1丁目、御幸町2丁目、御幸町3丁目、御幸町4丁目、宮古木、山内、山崎、豊町3丁目、豊町4丁目、米倉、真野原、真野原外、米子、月岡、荒町、岡島、佐々木、八幡、古寺、三ツ樹、緑町2丁目及び緑町3丁目

(5) 条件

やな漁業は、2か統以内とする。

◎漁業権公示番号 内共第7号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

新潟市北区、阿賀野市、北蒲原郡聖籠町及び新発田市地内（新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟）

(3) 漁場の区域

次の基点第5号と基点第6号とを結んだ線から上流の新井郷川分水路、新井郷川、福島潟及びその支川の区域と1号排水溝及び大荒川からの分派点から下流福島潟への流入点までの大通川の区域。ただし、派川新井郷川分水路、派川加治川、通称胡桃山放水路、福島潟放水路、新発田川放水路、太田川との合流点から上流の新発田川、新潟市北区上堀田地内上堀田橋上流端から上流の駒林川、新発田市戸板沢地内旭橋上流端から上流の松岡川及び新発田市月岡温泉地内神明橋上流端から上流200メートルの線（北緯37度53分02.5秒 東経139度18分48.9秒 と 北緯37度53分01.7秒 東経139度18分49.3秒）から上流の荒川川、新潟市北区上堀田地内上大月・平林1号橋上流端から上流の1号排水溝を除く。

基点第5号 新潟市北区松浜町3500番地地先の松浜海岸堤防西端（新井郷川分水路右岸）（北緯37度57分55.9秒 東経139度08分41.1秒）

基点第6号 新潟市北区松浜みなと地内の松浜海岸堤防東端（新井郷川分水路左岸）（北緯37度57分54.8秒 東経139度08分38.2秒）

(4) 関係地区

新潟市東区紫竹、津島屋3丁目、北区松浜新町、名目所1丁目、西名目所、濁川、内島見、浦ノ入、太田、神谷内、嘉山、川西1丁目、川西3丁目、木崎、葛塚、笹山、島見町、下大谷内、上土地亀、下土地亀、新鼻、高森新田、鳥屋、樋ノ入、長戸呂、長場、白新町2丁目、早通、早通北4丁目、早通北5丁目、早通南5丁目、仏伝、前新田、美里2丁目、柳原1丁目、柳原4丁目、横井、新発田市飯島、上中沢、砂山、鳥穴、荒町、乙次、竹俣万代、三ツ樹、福島及び乗廻

◎漁業権公示番号 内共第8号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

新潟市北区、東区、江南区、秋葉区、阿賀野市、五泉市、加茂市及び東蒲原郡阿賀町地内（阿賀野川）

(3) 漁場の区域

次の基点第7号と基点第8号とを結んだ線から上流新潟県と福島県との県境に至る阿賀野川及びその支川の区域。

基点第7号 基点第6号から西向き270mの堤防上の点（阿賀野川右岸）（北緯37度57分52.1秒 東経139度08分27.8秒）

基点第8号 新潟市東区松浜町地内阿賀野川左岸護岸の東端（阿賀野川左岸）（北緯37度57分43.6秒 東経139度07分23.3秒）

(4) 関係地区

新潟市北区松浜みなと、松浜1丁目、松浜2丁目、松浜3丁目、松浜4丁目、松浜5丁目、松浜6丁目、松浜7丁目、松浜8丁目、松浜本町1丁目、松浜本町3丁目、松浜新町、三軒屋町、新元島町、濁川、名目所2丁目、名目所3丁目、西名目所、樋ノ入、大久保、太田、嘉山、大迎、太子堂、高森、高森新田、長戸呂、早通南5丁目、森下、太夫浜新町、木崎、中央区万代6丁目、天神尾2丁目、堀割町、鳥屋野、親松、東区根室新町、津島屋1丁目、津島屋2丁目、津島屋3丁目、津島屋4丁目、津島屋5丁目、一日市、本所1丁目、本所2丁目、大形本町、新松崎2丁目、白銀1丁目、上木戸、栗山、新川町、下山、太平2丁目、向陽3丁目、河渡3丁目、海老ヶ瀬、紫竹5丁目、紫竹7丁目、本所3丁目、江南5丁目、江南区横越上町2丁目、亀田向陽1丁目、亀田向陽2丁目、木津1丁目、木津3丁目、小杉2丁目、小杉3

丁目、小杉4丁目、小杉5丁目、沢海1丁目、沢海3丁目、横越中央2丁目、横越中央4丁目、横越中央5丁目、横越中央6丁目、横越中央7丁目、二本木1丁目、二本木3丁目、二本木4丁目、横越東町1丁目、横越東町2丁目、江口、大淵、細山、蔵岡、北山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、天野1丁目、秋葉区安部新、市新、金屋、北、北上1丁目、北上2丁目、下興野町、下新、新郷屋、善道町2丁目、大蔵、田家、七日町、新津東町1丁目、新津緑町、満願寺、山谷町2丁目、山谷町3丁目、美幸町2丁目、程島、新津、阿賀野市、五泉市及び東蒲原郡阿賀町

(5) 条件

やな漁業は、8か統以内とする。

◎漁業権公示番号 内共第9号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

新潟市江南区及び中央区地内（栗ノ木川及び鳥屋野潟）

(3) 漁場の区域

新潟市江南区亀田大月3丁目、新潟市江南区山二ツ地内月見橋下流端から新潟市中央区紫竹山地内排水せきに至る栗ノ木川、鳥屋野潟及び清五郎潟の区域。ただし、鳥屋野潟にあっては中央区紫竹山字鳥野378の2、415の2、415の3、416の1、416の2、419の2、419の3、高志1丁目1240の22、1510の1、1511、1578の6、紫竹山字鳥屋野潟762、763、764の1、764の2、弁天橋通1丁目1512、神道寺字鳥屋野潟439、440、441、442、443、長潟1丁目1287の1、1287の3、1287の4、1287の子、乙787の1、乙787の2、乙790の2、乙790の3、乙791、乙792の1、乙792の2、乙793、乙794の17、乙794の40、乙794の47、乙794の48、乙800、乙801、乙803、乙804、乙805、乙806、乙807、乙812、乙823、乙824、乙828、桜木町45の1、45の3、45の4、45の5、45の6、45の7、175の4、175の8、175の13、438、1301の2、1311の9、1311の25、1311の26、1311の38、1311の39、1333の3、1394の5、1394の6、1394の7、1394の8、1394の9、1394の33、1394の34、1394の35、1396の2、3612の2、3613の2、3614の1、3614の2、3615、3618の1、3618の2、3619の1、3619の2、3619の3、3620の1、3620の2、3620の3、3620の4、3622の1、3623の1、3623の2、3623の4、3623の7、3623の8、3623の9、3624の1、3624の2、3624の3、3624の4、3624の5、3624の6、3624の7、3624の8、3625、3630の1、3630の2、3631の1、3631の2、3632の2、3632の3、3632の4、3632の5、3633の6、3633の7、3633の8、3633の9、3633の10、3633の12、3634の1、3634の3、3634の4、3634の5、3635、3636の2、3636の3、3636の4、3636の5、3636の6、3637の1、3637の2、3638の1、3638の2、3639の1、3639の2、女池字鳥屋野潟3606、3610、3641、女池南3丁目344の2、344の3、344の4、344の5、3520の乙丑、3557の2、3558の2、3558の3、3558の4、3559の1、3560の1、3561の1、3596の1、3597の1、3600の1、3601の1、3604、3611の1、3611の2、3611の丙、小張木1丁目223の5、小張木字鳥屋野潟縁349の2、349の3、349の4、349の5、349の6、349の7、349の8、349の9、349の10、349の11、349の12、349の13、349の14、349の22、清五郎字鳥屋野潟乙770、乙771、乙772、乙773、乙774、乙776、乙777、乙778の1、乙779、乙799の1、乙799の2、乙799の7、乙799の13、乙799の15、乙780の1、長潟字大場723の1、曾川字鳥屋野潟甲3634、甲3653、甲3654、甲3659、甲3663、甲3678、甲3686の2、甲3687の2、甲3695、甲3696、甲3697、甲3698、俵柳字鳥屋野潟780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、太右エ門新田字鳥屋野潟471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、丸潟新田字鳥屋野潟縁1508、曾川字鳥屋野潟縁甲3632、甲3633、甲3819、甲3820、祖父興野字鳥屋野潟縁922、923、924、嘉木字鳥屋野潟縁1827の2、鳥屋野潟字鳥屋野潟731、732の1、732の2、732の3、733、734、735の1、736の1、736の2、736の3、736の4、736の5、736の6、736の7、736の8、736の9、736の10、736の11、736の12、736の13、737の1、740の1、741の1、743の1、743の2、743の6、744の1、748の1、749の1、江南区楚川字鳥屋野潟甲1254、甲1255、甲1256、甲1257及び鳥屋野潟放水路を除く。

(4) 関係地区

新潟市中央区姥ヶ山4丁目、上沼、小張木2丁目、紫竹山、清五郎、長潟、女池、江南区亀田長潟及び鍋潟新田

◎漁業権公示番号 内共第10号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

新潟市中央区、西区、江南区、南区、秋葉区、西蒲区、燕市、加茂市、三条市、南蒲原郡田上町、長岡市、見附市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡湯沢町、十日町市及び中魚沼郡津南町地内（信濃川）

(3) 漁場の区域

新潟市中央区地内昭和大桥上流端から上流新潟県と長野県との境界に至る信濃川及びその支川の区域。ただし、関屋分水路、新潟市地内信濃川大桥下流端から上流の鷺ノ木大通川、新潟市秋葉区、江南区地内JR東日本信越線下り鉄橋下流端から上流新潟市秋葉区、江南区地内小阿賀橋上流端までの小阿賀野川、覚路津大通川、東大通川、貝喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、栖吉川、柿川及び長岡市塚野山地内の小坂橋下流端から上流の渋海川を除く。

(4) 関係地区

新潟市北区高森新田、中央区鑑西2丁目、網川原2丁目、有明大桥町、入船町1丁目、姥ヶ山3丁目、姥ヶ山5丁目、近江1丁目、近江3丁目、上沼、学校町通3番町、上所上1丁目、上所中1丁目、川端町3丁目、窪田町3丁目、幸町、幸西4丁目、下所島1丁目、下所島2丁目、関新1丁目、関南町、出来島1丁目、天神尾1丁目、沼垂西1丁目、二葉町3丁目、文京町、堀之内南2丁目、堀割町、女池3丁目、女池上山1丁目、女池北1丁目、本馬越、堀之内南2丁目、下所島2丁目、弥生町、西蒲区五之上、門田、東区河渡3丁目、紫竹、津島屋3丁目、豊2丁目、江南区天野、天野1丁目、嘉木、曾野木2丁目、太右エ門新田、舞潟、花ノ牧、酒屋町、曾川、西区青山、青山1丁目、青山5丁目、板井、浦山1丁目、浦山2丁目、大野町、木場、黒鳥、小新、小新西3丁目、坂井砂山2丁目、坂井東2丁目、関屋堀割町、立仏、寺地、鳥原、山田、五十嵐1の町、平島、秋葉区市之瀬、大秋、覚路津、車場1丁目、蕨曾根、新津四ツ興野、小須戸、南区味方、吉江、下曲通、赤渋、茨曾根、鋳物師興野、臼井、獺ヶ通、小蔵子、下八枚、十二道島、上下諏訪木、庄瀬、大郷、中小見、中山、鍋潟、新飯田、西酒屋、西白根、能登、菱潟、白根日の出町、山崎興野、鷺ノ木新田、燕市、加茂市、三条市、南蒲原郡田上町、見附市、長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡湯沢町、十日町市及び中魚沼郡津南町

(5) 条件

やな漁業は、魚野川及びその支川については8か統以内、魚沼橋より上流の信濃川及びその支川については2か統以内とし、その他の区域では行ってはならない。

◎漁業権公示番号 内共第11号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

魚沼市地内（北ノ又川、恋ノ岐沢）

(3) 漁場の区域

次の基点第9号と基点第10号とを結んだ線から上流の北ノ又川及びその支川（奥只見湖を含む。）、基点第

11号と基点第12号とを結んだ線から上流の恋ノ岐沢及びその支川（奥只見湖を含む。）の区域。

基点第9号 北緯37度08分29.2秒 東経139度14分26.8秒

基点第10号 北緯37度07分51.3秒 東経139度14分16.7秒

基点第11号 北緯37度06分05.9秒 東経139度14分03.9秒

基点第12号 北緯37度05分59.6秒 東経139度14分05.0秒

(4) 関係地区

魚沼市井口新田、七日市、七日市新田、吉田、大沢、葎沢、藁和田、湯之谷芋川、宇津野、下折立、上折立、折立又新田及び大湯温泉

◎漁業権公示番号 内共第12号（福島県との共有漁場）

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

魚沼市地内（只見川）

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第13号とアとを結ぶ線から下流基点第14号とイとを結ぶ線までの只見川及びその支川の新潟県の区域。ただし、福島県南会津郡檜枝岐村地内袖沢と只見川との合流点から上流魚沼市湯之谷及び福島県南会津郡檜枝岐村地内電源開発株式会社奥只見発電所堰堤の上流500メートルの線までの区域並びに内共第11号の漁場の区域を除く。

基点第13号 新潟県、福島県及び群馬県の境界点（沼尻川左岸）

ア 基点第13号から110度の線と対岸との交差点

基点第14号 新潟県と福島県との境界点（只見川左岸）

イ 基点第14号から90度の線と対岸との交差点

(4) 関係地区

魚沼市井口新田、七日市、七日市新田、吉田、大沢、葎沢、藁和田、湯之谷芋川、宇津野、下折立、上折立、折立又新田、大湯温泉、福島県南会津郡檜枝岐村及び南会津郡只見町

◎漁業権公示番号 内共第13号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

柏崎市、刈羽郡刈羽村、十日町市及び上越市大島区地内（鯖石川）

(3) 漁場の区域

柏崎市地内安政橋下流端から上流の鯖石川及びその支川の区域。

(4) 関係地区

柏崎市及び刈羽郡刈羽村

(5) 条件

やな漁業は、行ってはならない。

◎漁業権公示番号 内共第14号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

柏崎市地内（鶴川）

(3) 漁場の区域

柏崎市地内八坂橋下流端から上流の鶴川及びその支川の区域。

(4) 関係地区

柏崎市（ただし、高柳町岡田、高柳町岡野町、高柳町高尾、高柳町漆島、高柳町荻ノ島、高柳町門出、高柳町栃ヶ原、高柳町山中、高柳町石黒、高柳町田代、西山町坂田、西山町二田、西山町鬼王、西山町黒部、西山町長嶺、西山町後谷、西山町西山、西山町和田、西山町新保、西山町五日市、西山町内方、西山町大坪、西山町北野、西山町妙法寺、西山町中央台、西山町緑が丘、西山町田沢、西山町藤掛、西山町池浦、西山町礼拝、西山町鎌田、西山町下山田、西山町伊毛、西山町上山田、西山町尾野内、西山町灰爪、西山町別山、西山町石地、西山町尾町、西山町大津、西山町大崎、西山町甲田及び西山町浜忠を除く。）

(5) 条件

やな漁業は、行ってはならない。

◎漁業権公示番号 内共第15号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

上越市、妙高市地内（関川及び保倉川）

(3) 漁場の区域

上越市地内関川と保倉川との合流点から上流の関川（保倉川を含む。）及びその支川の新潟県の区域。ただし、妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流氷沢川との合流点までの関川本流及び氷沢川を除く。

(4) 関係地区

上越市（ただし、上越市長浜、有間川、丹原、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、西戸野、鍛冶免分、立花、中桑取、三伝、高住、下綱子、西山寺、小池、西鳥越、西横山、横畑、皆口、西谷内、北谷、土口、増沢、大淵、東吉尾、西吉尾、上宇山、下宇山、諏訪分、上綱子、中ノ俣及び後谷を除く。）、妙高市

◎漁業権公示番号 内共第16号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

妙高市、長野県上水内郡信濃町及び長野市地内（関川）

(3) 漁場の区域

妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。ただし、古海川及び池尻川を除く。

(4) 関係地区

妙高市杉野沢、関川、田口、兼俣、蔵々、毛祝坂、田切、二俣、赤倉並びに長野県上水内郡信濃町、上水内郡飯綱町、長野市戸隠、戸隠豊岡、戸隠栃原、戸隠祖山、豊野町、中野市及び下高井郡山ノ内町

◎漁業権公示番号 内共第17号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

上越市地内（桑取川）

(3) 漁場の区域

上越市有間川地内国道8号有間川大橋下流端から上流の桑取川及びその支川の区域。

(4) 関係地区

上越市長浜、有間川、丹原、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、西戸野、鍛冶免分、花立、中桑取、三伝、高住、下綱子、西山寺、小池、西鳥越、西横山、横畑、皆口、西谷内、北谷、土口、増沢、大淵、東吉尾、西吉尾、上宇山、下宇山、諏訪分、上綱子、中ノ俣及び後谷

(5) 条件

やな漁業は、行ってはならない。

◎漁業権公示番号 内共第18号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

糸魚川市地内（能生川）

(3) 漁場の区域

糸魚川市能生地内国道8号能生大橋下流端から下流30メートルの線（北緯37度06分03.6秒 東経137度58分51.8秒 と 北緯37度06分02.7秒 東経137度58分48.5秒）から上流の能生川及びその支川の区域。

(4) 関係地区

糸魚川市徳合、筒石、仙納、藤崎、大洞、百川、能生小泊、能生、栄、桜木、大平寺、寺山、桂、鶉石、小見、平、島道、大沢、藤後、榎、溝尾、物出、柵口、崩、西飛山、田麦平、須川、川詰、東谷内、高倉、下倉、中野口、柱道、指塩、大道寺、鷺尾、大王、木浦、鬼舞及び鬼伏

(5) 条件

やな漁業は、2か統以内とする。

◎漁業権公示番号 内共第19号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

糸魚川市地内（早川）

(3) 漁場の区域

次の基点第15号と基点第16号とを結んだ線から上流の早川及びその支川の区域。

基点第15号 糸魚川市中宿地内の海岸護岸西端（早川右岸）（北緯37度03分40.9秒 東経137度54分52.0秒）

基点第16号 糸魚川市梶屋敷地内の海岸護岸東端（早川左岸）（北緯37度03分35.6秒 東経137度54分37.8秒）

(4) 関係地区

糸魚川市（ただし、徳合、筒石、仙納、藤崎、大洞、百川、能生小泊、能生、栄、桜木、大平寺、寺山、桂、鶉石、小見、平、島道、大沢、藤後、楨、溝尾、物出、柵口、崩、西飛山、田麦平、須川、川詰、東谷内、高倉、下倉、中野口、柱道、指塩、大道寺、鶯尾、大王、木浦、鬼舞、鬼伏、青海、橋立、歌、外波、市振及び上路を除く。）

(5) 条件

やな漁業は、行ってはならない。

◎漁業権公示番号 内共第20号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

糸魚川市地内（海川）

(3) 漁場の区域

次の基点第17号と基点第18号とを結んだ線から上流の海川及びその支川の区域。

基点第17号 糸魚川市竹ヶ花地内海岸護岸西端（海川右岸）

基点第18号 糸魚川市押上2丁目地内海岸護岸東端（海川左岸）

(4) 関係地区

糸魚川市（ただし、徳合、筒石、仙納、藤崎、大洞、百川、能生小泊、能生、栄、桜木、大平寺、寺山、桂、鶉石、小見、平、島道、大沢、藤後、楨、溝尾、物出、柵口、崩、西飛山、田麦平、須川、川詰、東谷内、高倉、下倉、中野口、柱道、指塩、大道寺、鶯尾、大王、木浦、鬼舞、鬼伏、青海、橋立、歌、外波、市振及び上路を除く。）

(5) 条件

やな漁業は、1か統以内とする。

◎漁業権公示番号 内共第21号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	にじます漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

糸魚川市地内（姫川）

(3) 漁場の区域

次の基点第19号と基点第20号とを結んだ線から上流の姫川及びその支川の新潟県の区域。ただし、小滝川の支川であるカラソ沢の支川及び新潟県糸魚川市大字山口地内のJR西日本大糸線第6下姫川橋梁上流端（北緯36度54分57.7秒 東経137度52分30.0秒）から蒲原沢との合流点までの姫川本流及び蒲原沢の区域を除く。

基点第19号 糸魚川市寺島地内姫川港護岸西端（姫川右岸）（北緯37度02分26.3秒 東経137度50分02.5秒）

秒)

基点第20号 糸魚川市須沢地内姫川港護岸東端(姫川左岸)(北緯37度02分20.7秒 東経137度49分48.1秒)

(4) 関係地区

糸魚川市(ただし、徳合、筒石、仙納、藤崎、大洞、百川、能生小泊、能生、栄、桜木、大平寺、寺山、桂、鶉石、小見、平、島道、大沢、藤後、楨、溝尾、物出、柵口、崩、西飛山、田麦平、須川、川詰、東谷内、高倉、下倉、中野口、柱道、指塩、大道寺、鷺尾、大王、木浦、鬼舞、鬼伏、青海、橋立、歌、外波、市振及び上路を除く。)

(5) 条件

やな漁業は、行ってはならない。

◎漁業権公示番号 内共第22号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から11月30日まで
〃	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

佐渡市地内(羽茂川)

(3) 漁場の区域

次の基点第21号と基点第22号とを結んだ線から上流の羽茂川及びその支川の区域。

基点第21号 佐渡市羽茂漁港護岸堤防-5東端(羽茂川右岸)(北緯37度49分37.2秒 東経138度18分19.3秒)

基点第22号 佐渡市羽茂大橋3387地内雨水排水溝西端(羽茂川左岸)(北緯37度49分37.4秒 東経138度18分22.7秒)

(4) 関係地区

佐渡市羽茂滝平、羽茂大崎、羽茂飯岡、羽茂上山田、羽茂本郷、羽茂小泊、上川茂、下川茂及び小木町

(5) 条件

やな漁業は、行ってはならない。

第2 免許予定日

令和6年1月1日

第3 申請期間

令和5年8月1日から令和5年9月30日まで

第4 存続期間

令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

第5 内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

意見なし(計画の案のとおりとして差し支えなし)

第6 申請書提出先

新潟県農林水産部水産課

備考

この告示による共同漁業権の漁場図は、次の場所に備えつけて縦覧に供する。

新潟県農林水産部水産課

新潟県内水面漁場管理委員会事務局